農地法第3条許可申請の手続きについて

申請書の受付は、本人または家族の方が農業委員会事務局まで持参してください。郵送での受付は行っておりません。

代理人(行政書士等)が申請する場合は、委任状を添付してください。

## 【申請に必要な書類】

- 許可申請書
- ・登記事項証明書(全部事項証明書に限る。3か月以内のもの)
- ・公図の写し(3か月以内のもの)
- ・案内図(住宅地図の写し等)
- ・委任状 (代理人による申請の場合のみ)
- ・仮登記者の承諾書(仮登記が付されている場合のみ)
- ・耕作証明書(申請者が市外に居住している場合のみ)
- ・住民票抄本(申請者が市外に居住している場合のみ)
- ・その他参考となる書類(必要に応じて提出していただく場合があります。)

## 【主な審査基準】

○全部効率利用要件

申請地を含め、所有している農地及び借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。

## ○常時従事要件

農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に年間150日以上従事すること。

## ○調和要件

申請農地周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。